

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設 **拡充** ・延長 ・その他）

No	9	府省庁名	厚生労働省
対象税目	その他（国民健康保険税）		
要望項目名	国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額</p> <p>② 国民健康保険税の軽減判定所得</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>① 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。</p> <p>② 低所得者の国民健康保険税を軽減するため、応益保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得の基準の見直しを行う。</p>		
関係条文	<p>① 地方税法施行令第56条の88の2</p> <p>② 地方税法施行令第56条の89第1項並びに第2項第2号ロ及びハ</p>		
減収見込額	[初年度]	— (—)	[平年度] — (—)
	[改正増減収額]	—	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」（平成25年8月21日閣議決定）において、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての措置として、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げ及び国民健康保険の低所得者の保険料負担を軽減する措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>このため、国保料と合わせて国保税についても、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直しを行う必要がある。</p> <p>また、低所得者が多く保険税負担が重いといった国民健康保険の抱える構造的問題へ対応するため、低所得者の保険税軽減の対象を拡大する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	9 — 1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 26 年 4 月 1 日からの恒久措置。
	同上の期間中の達成目標	国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の基準の見直しにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平及び中低所得層の保険税負担の軽減を図ることが可能である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成23年度においては、基礎課税額の上限額を50万円から51万円に、後期高齢者等支援金等課税額の上限額を13万円から14万円に、介護納付金課税額の上限額を10万円から12万円に見直す要望をしている。
ページ	9 — 3